

# 分野別計画

## 第2章

学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

—教育・文化・スポーツ—



中学校での少人数授業

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称        |
|---|-----|-----|--------------|
| 2 | - 1 | - 1 | 生涯学習環境の整備・充実 |

#### 施策の指標

| 項 目          | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値 |
|--------------|-----------------|--------|-----|
| 学習施設利用者数（万人） | 141             | H27 年度 | 200 |

（年度又は年度末の値）

#### 現状と課題

生涯学習社会とは、生涯を通じ、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる社会であり、その成果を適切に生かすことのできる社会です。こうした生涯学習社会に向けて、行政には市民が学びやすい環境を総合的に整備していくことが求められています。また、人格の形成や知識基盤社会（※1）に向けて、市民が主体的に学び、連携する場を整備することは国の「教育振興基本計画」に沿うものとなっています。こうした学習需要の広がりとともに、学習者と学習内容の多様化が見られ、そのための施設整備も求められてきています。

最も市民に身近な学習施設である公民館の施設の整備を図るとともに、インターネットなどを利用した学習情報の提供や学習相談体制の拡充、図書館や博物館などの学習機能の拡充、高等教育機関との連携など、日常生活圏での学びを支援する学習環境の整備に努めています。一方、市民が学習施設に求める機能は変化してきており、平成20年に開設した高階市民センター、平成21年に開設した名細市民センターでは、従来の公民館にない軽体育室や多目的室といった新たな学習環境を整備しました。

今後も高階、名細市民センターの施設機能に見られるような新たな需要への対応が求められるとともに、建設から年数を経過した社会教育施設等の改修など、総合的な計画に基づく学習環境の整備の必要が生じています。

## 施策の推進

### 1 生涯学習推進体制の確立

- ① 「川越市生涯学習基本構想・基本計画」を推進します。
- ② 生涯学習を推進するための拠点施設を設置します。
- ③ 教育機関、関係各課が連携を図り、市民の学習活動の支援ができるように、関係職員の資質向上に努めます。

### 2 身近な学習施設の整備・充実

- ① 市民にとって身近な場で、多様な市民活動ができるよう、公民館をはじめとする学習施設の整備・充実に努めます。
- ② 市民が利用しやすい公民館とするため、(仮称)地区市民センター構想との整合を図り、施設機能の見直しを行います。(第6章第1節施策1「地域コミュニティ活動の推進」参照)

### 3 図書館サービス網の整備・充実

- ① 「川越市図書館サービス網計画」に基づき、市民が身近な場所で図書館サービスを受けることができるよう、中央図書館を中心とした各分館とのネットワークによる図書館網の整備を目指します。
- ② 図書館サービスに関する多様な市民要望に応えるため、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図ります。
- ③ 市民の図書館利用を促進するため、県立図書館、相互利用協定の図書館、大学や学校図書館との連携・協力を推進します。

### 4 博物館の整備・充実

- ① 多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを図るとともに、収蔵システムやスペースを検討し、収蔵機能の充実を図ります。
- ② 文化財及び観光拠点施設としての機能を継承していくため、本丸御殿・蔵造り資料館の整備に努めます。

### 5 高等教育機関等との連携・協働の推進

- ① 近隣の大学などの高等教育機関との連携により、生涯学習の機会拡充を図ります。
- ② 市民の自主的活動を推進するため、NPO等が交流する機会の拡充や支援を進めます。
- ③ 産学公の連携により情報の共有化の推進と多様なプロジェクトの実施を図ります。

学習施設利用者数の推移(人)

| 施設名 | H12 年度    | H13 年度    | H14 年度    | H15 年度    | H16 年度    |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公民館 | 761,225   | 815,467   | 863,632   | 1,101,292 | 820,442   |
| 図書館 | 235,283   | 231,259   | 483,565   | 519,908   | 506,783   |
| 博物館 | 135,748   | 123,816   | 113,624   | 115,073   | 103,359   |
| 合 計 | 1,132,256 | 1,170,542 | 1,460,821 | 1,736,273 | 1,430,584 |

| 施設名 | H17 年度    | H18 年度    | H19 年度    | H20 年度    | H21 年度    |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公民館 | 814,450   | 780,811   | 871,210   | 865,163   | 716,257   |
| 図書館 | 499,218   | 490,328   | 462,711   | 600,173   | 612,432   |
| 博物館 | 97,971    | 103,341   | 109,727   | 94,818    | 89,022    |
| 合 計 | 1,411,639 | 1,374,480 | 1,443,648 | 1,560,154 | 1,417,711 |

#### 【指標解説】

- **学習施設利用者数**: 生涯学習の充実度を図る一つの指標として、公民館利用者数、図書館利用者数、博物館入館者数の合計数を設定しました。

#### 【用語解説】

- \*1 **知識基盤社会**: 一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指します。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがあります。

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称         |
|---|-----|-----|---------------|
| 2 | - 1 | - 2 | 生涯にわたる学習活動の推進 |

#### 施策の指標

| 項 目           | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値     |
|---------------|-----------------|--------|---------|
| 生涯学習事業参加者数（人） | 93,530          | H27 年度 | 135,000 |

（年度又は年度末の値）

#### 現状と課題

生涯にわたる学習活動は、市民自らがテーマを選び、自分に合った方法で必要なことを学ぶものです。このため、多様な学習の機会が求められ、その提供が必要となっています。また、国の教育の方向のひとつとして、教養と専門性を備えた知性豊かな人間の育成が挙げられ、社会の変化に応じた学習の機会の提供も求められています。そして社会全体で教育の向上に取り組むことが基本的な方向となっており、地域の教育力の向上が、子どもの安全・安心を確保し、自立して社会で生きていく力を育てるものとして、目指すべきものとなっています。

こうしたことから、生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習に関する意識を調査するとともに、公民館、博物館、図書館等の社会教育施設で各種の講座を開催しています。特に、生涯の各時期に応じた課題や、少子高齢化、環境問題など社会的に要請される学習に取り組んでいます。更に市民の知識や技能を生かした「市民講座」を市と市民の協働の事業として実施しています。地域においては、市内全域に子どもサポート委員会（※1）を組織し、学校支援事業を含め、子どもたちのさまざまな体験や大人との交流、ふれあいの機会を充実していく活動を展開しています。

地域や国内外のさまざまな社会状況のもとで、教育の振興を図るには、学校・家庭・地域社会の連携による取組が求められています。この取組は、家庭や地域の教育力の向上につながることから、今後は更に地域の教育活動の支援を図る必要があります。

## 施策の推進

### 1 多様な学習機会の創設

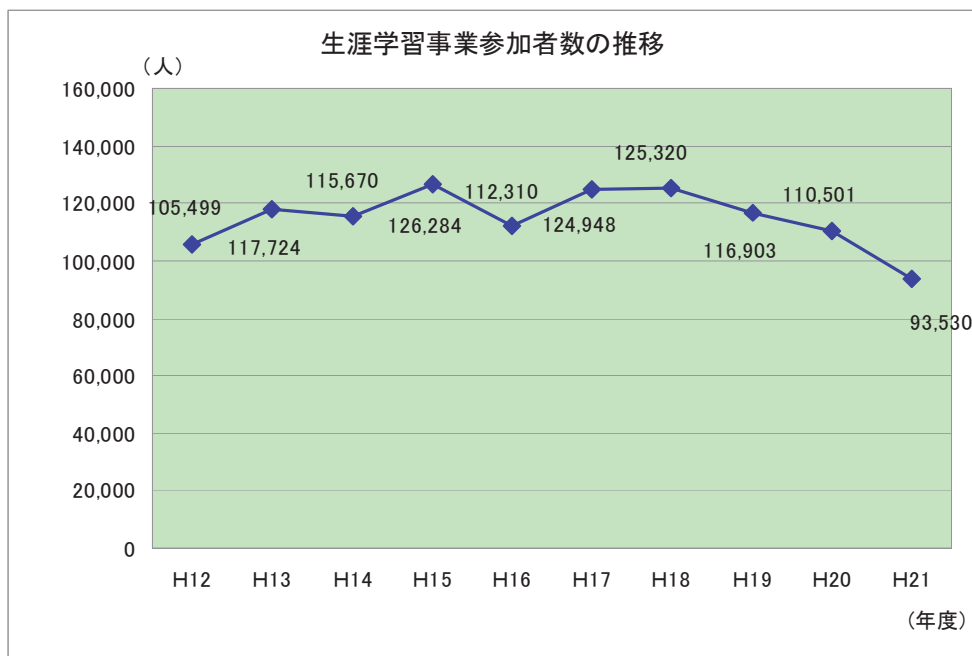
- ① 市の関係各課、教育機関や民間等の学習情報や人材など学習資源の収集に努め、学習情報の一元化を図り、市民にとって利用しやすい、学習情報の提供システムを整備します。
- ② 市民の学習意識や行動について把握するため、生涯学習に関する意識調査を定期的実施します。
- ③ 市民主体の多様な学習や文化活動の促進、また社会の中で培った知識や技能が生かされる場の拡充を図るため、市民と市の協働による市民講座を提供します。

### 2 社会の変化に応じた学習機会の提供

- ① 子どもの成長段階や高齢期の生き方など、生涯の各時期に応じて生じる課題、特に社会の変化に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図ります。
- ② 人権学習、環境学習、情報学習など現代的課題に対応した学習の機会を提供します。

### 3 地域の教育力の向上

- ① 子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域社会の連携を更に深め、地域や学校での学びを支援するシステムを整備し、個々に行われる事業を支援し、また、地域の教育力の向上を図るため、地域ぐるみで教育活動を進めます。
- ② 地域への愛着とまちづくりへの市民の参加意識を高揚させるため、郷土の歴史や伝統文化などの地域の教育資源を学ぶ地域学習を推進し、活力あるまちづくりを進めます。



#### 【指標解説】

- **生涯学習事業参加者数**：生涯学習事業に対する市民の参加状況を示す指標として、公民館主催事業の参加者数を設定しました。

#### 【用語解説】

- \*1 **子どもサポート委員会**：学校教職員、社会教育施設職員、地域の各種団体の代表、ボランティア等で構成している、地域や学校での子どもの学びを支援するための組織です。

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第2節 個性を生かす学校教育の推進

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称            |
|---|-----|-----|------------------|
| 2 | - 2 | - 1 | 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進 |

#### 施策の指標

| 項 目                                   | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値  |
|---------------------------------------|-----------------|--------|------|
| 中学校での年間不登校生徒出現率 (%)                   | 3.33            | H27 年度 | 2.75 |
| 小学校第5・6学年1学級当たりの英語指導助手(AET)の年間訪問回数(日) | 5<br>(H20 年度)   | H27 年度 | 10   |
| 小学校における年間平均読書冊数(冊)                    | 45.0            | H27 年度 | 50.0 |
| 中学校における新体力テスト総合評価(5段階)が3段階以上の割合(%)    | 82.6            | H27 年度 | 90.0 |

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

平成18年12月に改正された「教育基本法」第17条により、国は、教育の振興に関する施策の総合的な計画「教育振興基本計画」を策定することが義務付けられ、地方公共団体においても地域の実情に応じた教育の振興に関する計画を策定するよう努めなければならないとされ、本市では、平成22年度に「川越市教育振興基本計画」を策定しました。

今日の多様化・複雑化する社会に対応して、児童生徒が個性を生かし豊かな人間性や確かな学力を身に付け、生きる力を育むことができるよう、学校教育の充実がより一層求められています。また、いじめや不登校、児童生徒による非行問題行動等の課題解決に向け、これまでの対応や施策を更に推進し、各学校の実態に応じた創意工夫のもと、家庭・地域との連携を図り児童生徒の健全育成に努めていくことが求められています。

本市では、一人ひとりの児童生徒へきめ細かな指導を行うため、市独自の少人数学級編制の導入、生徒指導や教育相談体制の整備充実、地域人材の活用、特別支援教育の充実などに取り組んできました。また、中核市川越として教職員研修体系を確立させ、心豊かで指導力を持った教職員の育成を推進してきました。

更に、個々の児童生徒の能力・適性・興味・関心に応じた指導を行うための少人数指導やティーム・ティーチング(同一集団を2人以上の教師できめ細かく指導する体制)等による指導方法の工夫改善、英語教育の充実のための英語指導助手(AET)の派遣、情報活用能力育成のための情報機器等の整備、読書活動の充実、体力向上の推進をより一層進めていく必要があります。また、家庭・地域との連携、小・中学校の連携をより一層図るとともに、教職員の資質の向上に努める必要があります。

## 施策の推進

### 1 教育行政の総合的・計画的な推進

- ① 「川越市教育振興基本計画」に基づき、施策を推進します。また、教育行政の事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い公表します。

### 2 個に応じた教育の推進

- ① 少人数学級のための臨時講師配置など、個性を生かし確かな学力と豊かな心を育む教育を推進します。

### 3 学校間の連携の推進

- ① 小・中学校間等の連携を深め、学校教育の充実・活性化を図ります。

### 4 生徒指導・進路指導の充実

- ① さわやか相談員やスチューデント・サポーター等を活用し、不登校児童・生徒の解消に努めます。
- ② きめ細かな生徒指導、中学生社会体験事業の実施等を通して、生徒指導・進路指導の充実に努めます。

### 5 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

- ① 学校評議員制度や地域人材の活用事業、日本語指導ボランティアの派遣などを通して、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。

### 6 教職員の資質向上

- ① 教育課題や各教職員の経験や職能に応じた各種研修事業を充実させ、豊かな人間性と確かな指導力を持った教職員の育成に努めます。

### 7 特別支援教育の充実

- ① 障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。

### 8 英語教育・外国語（英語）活動及び国際理解教育の推進

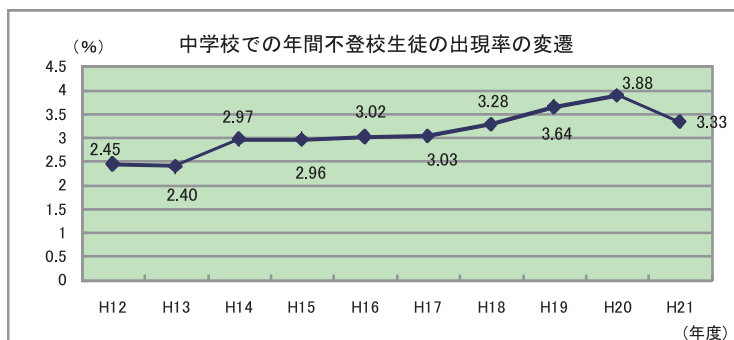
- ① 英語指導助手（AET）の増員配置など、英語力の育成や外国語（英語）活動、国際理解教育の充実に努めます。

### 9 小・中学校情報教育の推進

- ① コンピュータ施設・設備の充実を図り、情報活用能力の育成に努めます。
- ② 情報モラル教育の充実に努めます。

### 10 読書活動の充実及び体力向上の推進

- ① 読書活動の充実を図り、豊かな心の育成に努めます。
- ② 自ら進んで体力向上を目指す児童生徒の育成に努めます。



#### 【指標解説】

- 中学校での年間不登校生徒出現率：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、1年間に30日以上学校に登校できない生徒の割合です。（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除きます。）

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第2節 個性を生かす学校教育の推進

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称      |
|---|-----|-----|------------|
| 2 | - 2 | - 2 | 教育環境の整備・充実 |

#### 施策の指標

| 項 目                 | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値             |
|---------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 小・中学校施設の耐震化率（％）     | 63              | H27 年度 | 100<br>(H24 年度) |
| 大規模改造工事進捗率（％）       | 44              | H27 年度 | 59              |
| 小・中学校図書館図書標準の達成率（％） | 74              | H27 年度 | 100             |

（年度又は年度末の値）

#### 現状と課題

本市では、一人ひとりの児童生徒に安全・安心な生活を確保し、健やかな成長を育むために、小・中学校の施設・設備の大規模改造工事や耐震補強工事等を実施し、学習環境の整備・充実を図ってきました。また、学校給食センターの整備事業、育英資金貸付制度の充実を推進しています。

特に、耐震補強工事については、平成 24 年度の完了を目指し取り組んでいます。耐震化が完了した後は、校舎・体育館等の損耗、機能低下を復旧させるための大規模改造工事や改築を含めた具体的な計画の策定に向け検討を進めていく必要があります。また、併せて、少人数学級の拡大、多様な学習形態などに対応する必要があります。

市立川越高等学校については、中高一貫教育を目指した改革・充実を図るため、継続的・多角的に将来構想について検討を進めていく必要があります。

学校のよりよい教育環境を整え、教育効果を高め、教育内容の充実を図るためには、学校図書館の図書の整備や学校給食センターの充実等に取り組む必要があります。また、小・中学校の適正配置や規模及び通学区域に関することについては、地域差による児童生徒数の増減に伴う学校の配置や学校規模を見直すとともに、通学区域の弾力化等について検討し、小・中学校間の連携を深め、学校教育の活性化を図る必要があります。更に、教職員研修の効果的で効率的な実施のために、教育センター（\*1）の機能及び施設・設備の充実を図っていく必要があります。

## 施策の推進

### 1 学校施設の整備・充実

- ① 学校の耐震補強工事や大規模改造工事などを計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備・充実を図ります。
- ② 地域の学習施設としての学校施設の総合的な整備・活用を検討します。

### 2 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化

- ① 地域差による児童生徒の増減に伴う学校の配置や学校規模の見直し、通学区域の弾力化等について検討し、学校教育の活性化を図ります。

### 3 学校図書館の充実

- ① 全市立学校の図書館の図書の実数を増やし、児童生徒の読書活動を推進します。

### 4 学校給食の充実

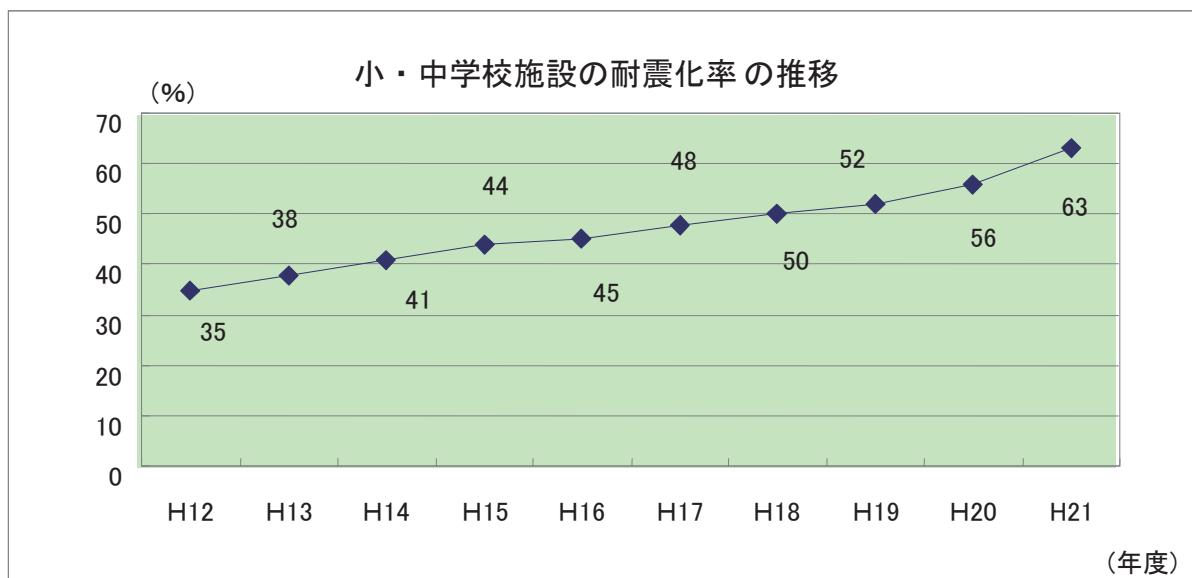
- ① 老朽化した学校給食施設は、改築計画を策定し、整備を図ります。
- ② 学校給食施設の整備や献立の充実、安全でおいしい学校給食の提供とともに、給食指導や食に関する指導を通じて児童生徒の食育を推進します。

### 5 市立川越高等学校の改革・充実

- ① 市立川越高等学校については、市民負託に応える魅力ある市立川越高等学校づくりのため、継続的・多角的に将来構想について検討し改革を推進します。

### 6 教育センターの充実

- ① 教育センターについては、教職員研修の充実や地域住民に開かれた施設としていくため、教育センター機能及び施設・設備の充実を図ります。



#### 【指標解説】

- 小・中学校施設の耐震化率：耐震化の棟数を全棟数で除した値です。
- 大規模改造工事進捗率：小・中学校の大規模改造工事を実施した棟数を全棟数で除した値です。
- 小・中学校図書館図書標準の達成率：国の基準から見た蔵書数割合です。

#### 【用語解説】

- \*1 教育センター：教職員研修や教育の調査研究を行うためのセンターです。

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称     |
|---|-----|-----|-----------|
| 2 | - 3 | - 1 | 芸術文化活動の充実 |

#### 施策の指標

| 項 目          | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値       |
|--------------|-----------------|--------|-----------|
| 文化施設の利用者数（人） | 593,643         | H27 年度 | 1,000,000 |

（年度又は年度末の値）

#### 現状と課題

国は、平成 13 年に「文化芸術振興基本法」を制定し、平成 14 年に第 1 次基本方針、平成 19 年に第 2 次基本方針を定め、文化芸術（※1）の振興に関する施策を総合的に推進しています。これに基づき、各地方公共団体では文化芸術振興に関する条例の制定や基本計画の策定に取り組み、地域の特性に応じた文化芸術の振興に努めています。

第 2 次基本方針では、今後は文化芸術を一層振興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力（※2）により世界から評価される国へと発展していくこと、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指す必要があるとしています。

本市では、従来から広報紙やインターネットを利用した情報提供、各種の文化に関する講座等の開催や、市民会館など文化施設の整備・充実に努めてきました。また、平成 14 年に開館した市立美術館は、川越ゆかりの作家を中心に企画展等の事業を開催し、着実に利用者数を伸ばしています。一方で、市民が本施策に対して感じている重要度が施策全体から見ると低い傾向にあること、音楽や舞台芸術の鑑賞機会を提供する事業が少ないこと、市民会館の老朽化などの課題があります。

平成 22 年度には文化スポーツ部を新設し、文化の香りがするまちづくりのため「川越市文化芸術振興計画」を策定しました。今後は、川越らしい文化芸術の振興、文化芸術に触れる機会づくり、文化芸術活動への支援など総合的に施策を推進していく必要があります。

## 施策の推進

### 1 市民文化に関する情報提供

- ① 芸術文化(\*3)に関する公演や講座等の開催予定など、常に新しい文化情報の提供に努めます。

### 2 芸術文化活動への支援の充実

- ① 市民の芸術文化活動を支援するため、多様な学習機会を充実し、交流を促進します。  
② 団体、グループとの連携を図り、指導者や研究者の養成に努めます。

### 3 芸術文化の鑑賞機会の充実

- ① 市民に対して、質の高い芸術文化を鑑賞する機会を提供します。

### 4 活動拠点の整備・充実

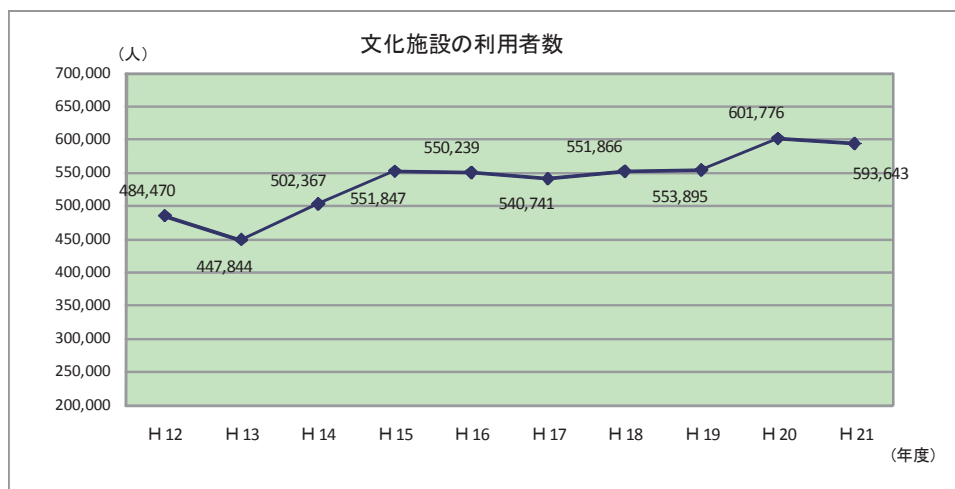
- ① 市民の芸術文化活動を振興するため、芸術鑑賞や活動・発表の場として、地域振興ふれあい拠点施設内に設置する新ホールの建設や、既存施設の整備・充実に努めます。

### 5 文化施設の利用促進

- ① 文化施設において市民が芸術家等の専門家から指導を受けるなど、芸術文化の普及活動を行うことにより、施設の利用促進に努めます。

### 6 姉妹都市、友好都市等との交流

- ① 姉妹都市、友好都市等と文化、教育、スポーツ、経済などをはじめとしたさまざまな分野での交流を推進します。



※平成14年7月川越駅東口多目的ホール開館

※平成14年12月美術館開館

#### 【指標解説】

- **文化施設の利用者数**：市民の文化活動を促進するための文化施設の利用者数です。ここでいう文化施設とは、川越市市民会館・やまぶき会館・川越西文化会館・川越南文化会館・川越駅東口多目的ホール及び川越市立美術館を指します。

#### 【用語解説】

- \*1 **文化芸術**：「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」によると、「文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などを示す。」としています。
- \*2 **文化力**：文化芸術の持つ人々を引き付ける力や社会に与える影響力のことです。
- \*3 **芸術文化**：「地方における文化行政の状況について（文化庁）」によると、文化芸術は大きく芸術文化と文化財保護に分かれ、芸術文化は「芸術、芸能、生活文化及び国民娯楽等をいう。」として、文化財保護と対比されています。

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称     |
|---|-----|-----|-----------|
| 2 | - 3 | - 2 | 文化財の保存・活用 |

#### 施策の指標

| 項 目              | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値  |
|------------------|-----------------|--------|------|
| 伝統的建造物の修理件数累計（件） | 34              | H27 年度 | 55   |
| 河越館跡地の史跡公園整備率（％） | 30.4            | H27 年度 | 78.0 |

（年度又は年度末の値）

#### 現状と課題

急激に都市化が進む中で、人々のライフスタイルは大きく変化してきました。その一方で伝統的な文化は徐々に薄れ、併せて地域のコミュニティも大きく変貌を遂げています。本市は県内でも多くの文化財を有する宝庫であり、雑誌やテレビ等の各種のメディア効果もあり多くの観光客が訪れています。これらの大切な文化財を将来に伝え残すことは、私たちの責務であり、そのためには、多くの市民の理解と協力が必要となります。

そこで、文化財調査等の実施を通して隠れた貴重な文化財を見いだし指定するとともに、既に指定されている有形文化財の保存や無形民俗文化財の後継者養成を支援してきました。平成11年には、蔵造りをはじめとする川越の町並みを、伝統的建造物群保存地区に決定しました。また、これらの文化財を活用しながら保護意識の啓発に努めてきました。史跡の保存整備では、河越館跡の一部と川越城中ノ門堀跡を平成21年度に史跡公園として整備し活用に取り組みました。

更に文化財の保護と活用を促進するためには、重要伝統的建造物群保存地区（※1）や河越館跡をはじめとする指定文化財の周知を図り、市民の理解を深めるとともに、市民と協働で文化財の活用を推進しながら文化財の保護意識の啓発に努めていくことが必要となります。特に、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備は、生活環境・商業の活性化との結び付きが強く、事業の推進が望まれており、地域住民と連携しながら、歴史的風致を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。更に、保存技術の継承・育成の推進は、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする文化財の維持・保存の上でも必要な事業です。また、文化財の保存という点だけでなく地域コミュニティの形成という観点から、川越氷川祭の山車行事（※2）などの無形民俗文化財の後継者育成を重要な事業と位置付け、今後も支援していく必要があります。

## 施策の推進

### 1 文化財の保護と活用

- ① 文化財の保護に努めるとともに、文化財の価値を生かした活用を積極的に図ります。
- ② 地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想を策定します。

### 2 文化財保護意識の啓発

- ① 国民の財産である文化財の価値を市民に周知し、市民の理解を深めるとともに、文化財保護意識の啓発に努めます。

### 3 民俗文化財の保存と後継者の育成

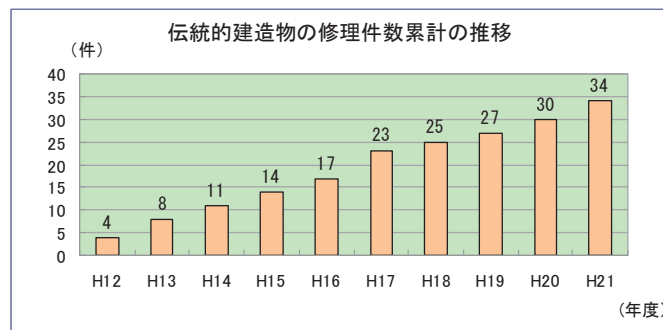
- ① 民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。また、郷土芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します。

### 4 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- ① 伝統的建造物の保存修理を計画的に実施し、併せて保存技術の継承・育成に努めます。また、重要伝統的建造物群保存地区のPRや関連する事業との調整を行い、地区の特性を生かした歴史的風致の維持・向上に努め、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備を推進します。

### 5 河越館跡地等の整備・活用

- ① 郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共的団体、NPO、大学等と協働してその有効活用を図ります。



#### 【指標解説】

- 伝統的建造物の修理件数累計：重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業における大規模な修理事業の件数です。
- 河越館跡地の史跡公園整備率：整備予定地における整備済面積の割合です。

#### 【用語解説】

- \*1 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区を言います。本市は、平成11年4月に一番街周辺地区約7.8haを川越市川越伝統的建造物群保存地区に都市計画決定し、併せて「文化財保護法」に基づく保存計画を定めました。また、川越市川越伝統的建造物群保存地区は同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。
- \*2 川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきたのが川越氷川祭です。既に失われた江戸の天下祭の姿を現在に残す祭りとしても貴重です。平成17年2月、国指定重要無形民俗文化財に指定されました。

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第4節 多文化共生と国際交流・協力の推進

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称            |
|---|-----|-----|------------------|
| 2 | - 4 | - 1 | 多文化共生と国際交流・協力の推進 |

#### 施策の指標

| 項 目               | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値 |
|-------------------|-----------------|--------|-----|
| 国際交流センター利用者数（人／日） | 84              | H27 年度 | 120 |
| 姉妹都市（海外）間の交流数（件）  | 3               | H27 年度 | 14  |

（年度又は年度末の値）

#### 現状と課題

あらゆる面でグローバル化が進展し、国境を越えた人、物、情報の動きがある今日、地域社会の中にさまざまな文化が混在し、人々の価値観が多様化しています。

川越市に暮らす外国籍市民は4,714人、出身国は73か国（平成22年12月31日現在）と広範囲にわたり、人口の約1.4%を占めています。

このような状況の中、これからは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」地域における多文化共生の社会（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」総務省）の構築を進めていく必要があります。

本市の国際化の拠点施設として平成14年7月に開館した「国際交流センター」ではボランティアによる日本語教室、外国籍市民相談、多言語による情報提供などを通じて外国籍市民の生活支援をしてきました。また、市内の大学と連携した講座の開催などを通じて地域の国際化を担う人材を育成する機会を提供してきました。

日本人市民も外国籍市民もともに地域社会を支える主体であり、国籍を問わず活躍できる社会を目指していくことが重要です。この課題を解決するために行政のできることは限られており、さまざまな主体との連携が欠かせません。国際交流や国際協力を目的に活動している市民団体への支援を更に進めるとともに、連携して地域の国際化を推進していく必要があります。

## 施策の推進

## 1 国際交流センターの充実

- ① 外国籍市民のための日本語教室と市民相談を一層充実させます。
- ② 行政情報やインターネットを使った国際情報の提供に努めます。
- ③ 日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの充実を図り、活動機会を創出します。

## 2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり

- ① 外国籍市民会議を引き続き開催し、検討結果の具現化に努めます。
- ② 多言語による情報提供の充実に努めます。
- ③ 外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。

## 3 行政の国際化

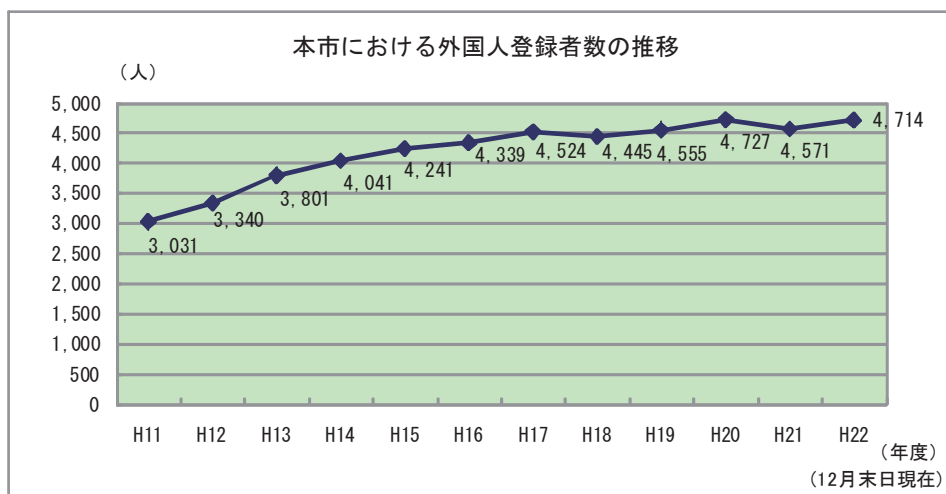
- ① 外国籍市民と日本人市民の相互理解を進め、共生意識の醸成に努めます。
- ② 市内4大学に在学する留学生を支援するとともに、市民との交流機会の確保に努めます。
- ③ 英語指導助手(AET)配置事業の充実を図り、将来を担う青少年の国際理解教育を推進します。

## 4 国際感覚に優れた市民の育成

- ① 市内4大学及びアメリカの姉妹都市にある大学との交流を図り、その他各種講座や研修会などを通じて国際感覚に優れた市民の育成に努めます。
- ② NGO・NPOへの支援を一層充実させ、連携して地域の国際化の促進に努めます。

## 5 姉妹都市交流の更なる充実

- ① さまざまな分野で市民中心の姉妹都市交流の充実を図ります。
- ② 川越市姉妹都市交流委員会への支援に努めます。
- ③ 新しい地域との交流創出に努めます。



## 【指標解説】

- 国際交流センター利用者数：各種事業等に参加するため国際交流センターを利用した人数(年間)を開館日数で除した一日当たりの利用者数です。
- 姉妹都市(海外)間の交流数：さまざまな分野での姉妹都市(海外)交流の充実度を事業数で表した指標です。

## 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

### 第5節 生涯スポーツの推進

| 章 | 節   | 施策  | 施策の名称     |
|---|-----|-----|-----------|
| 2 | - 5 | - 1 | 生涯スポーツの推進 |

#### 施策の指標

| 項 目                        | 現状値<br>(H21 年度) | 目標年    | 目標値  |
|----------------------------|-----------------|--------|------|
| スポーツ実施率 (%)                | 46.8            | H27 年度 | 60.0 |
| 総合型地域スポーツクラブ (*1) の設置数 (件) | 2               | H27 年度 | 5    |

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

今日、高齢化の進展や科学技術の高度化、情報化等の進展により、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、その結果として、運動不足やストレス等により心身の健康に影響を及ぼす事態となっています。このような状況の中、市民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通して心身ともに健康で豊かな生活を送れる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ振興施策を推進してきました。

これまでに市が行った市民意識調査によると、平成3年度以降、成人のスポーツ実施率は低下傾向でしたが、平成17年度に大きく改善が見られたものの、平成20年度には36.4%へ再び低下しています。こうした傾向から、スポーツの実施が市民に十分に普及したとは言えない状況にあります。

このため、市民の誰もが参加でき、日常的にスポーツを行うことができる総合型地域スポーツクラブの推進が、より一層重要な課題となってきました。更には市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会の充実、スポーツ教室等の見直し、スポーツ施設の整備・改善を図っていくことが求められています。

今後は、新たな総合型地域スポーツクラブの設立を目指していくとともに、各種大会・教室等の開催、スポーツ指導者の養成及びスポーツ施設等の整備を図り、より多くの市民がスポーツを楽しめるよう、事業の推進をしていく必要があります。また、新設体育館の整備を検討するとともに、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実を図り、スポーツを通じて健康づくりが推進・支援できるよう、「第二次川越市生涯スポーツ振興計画」に基づき、生涯スポーツの振興を更に推進していく必要があります。

## 施策の推進

### 1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成

- ① 地域の誰もが、日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの計画的な設置を図ります。

### 2 スポーツ大会・教室等の充実

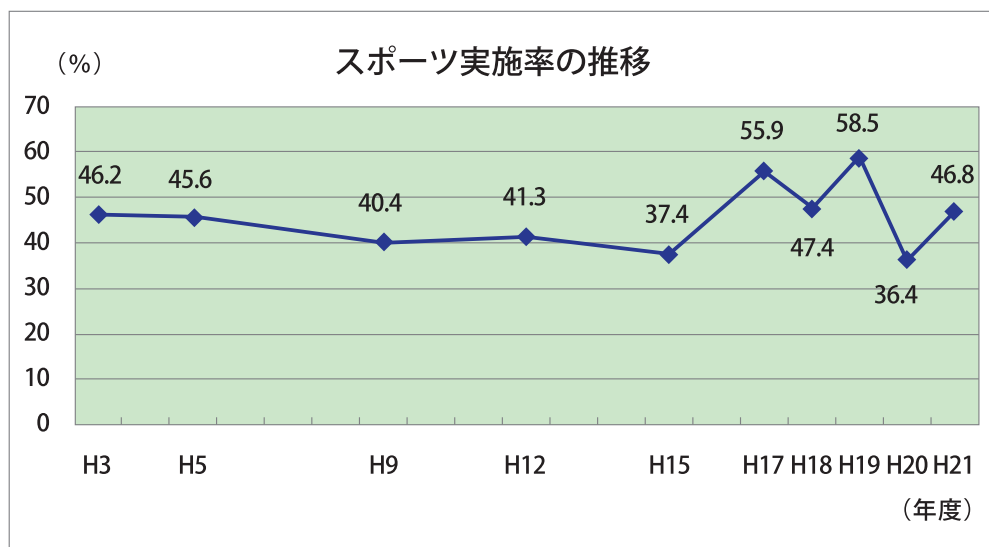
- ① スポーツ・レクリエーション大会の充実を図り、市民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持・増進、体力の維持・向上等の活動に協力し、スポーツによる健康づくりを推進していきます。
- ② 各種スポーツ教室については、スポーツに親しむきっかけとなるよう、ニュースポーツ等の種目を積極的に取り入れるなど、市民のニーズに合った教室を開催します。
- ③ スポーツ団体、スポーツ大会等に関する情報の一元化を図り、市民への情報提供に努めます。

### 3 スポーツ指導者等の養成・活用

- ① 大学等の専門機関と連携し、市民のニーズに合わせて適切な指導ができるスポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。
- ② 各スポーツ団体の育成・支援を継続的に推進します。

### 4 スポーツ施設等の整備・充実

- ① 既存のスポーツ施設を市民がより使いやすいよう、効率的な整備・改善を図ります。
- ② スポーツ活動の場の充実のため、新設体育館の建設を進めます。



#### 【指標解説】

- **スポーツ実施率**：成人の月1回以上のスポーツ実施率です。

#### 【用語解説】

- \* 1 **総合型地域スポーツクラブ**：子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰もが参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブです。国の「スポーツ振興基本計画」の中で、各市区町村において設置するよう目標が掲げられています。